

平成 30 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 6 月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 2
-

平成 3 0 年 6 月 2 1 日（木曜日）

総務委員会会議録

平成30年6月21日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時38分開議（実時間155分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第59号・専決処分の報告及びその承認について（平成29年度八代市一般会計補正予算・第10号）
1. 議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第60号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
1. 議案第63号・専決処分の報告及びその承認について（八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
1. 議案第67号・あらたに生じた土地の確認について
1. 議案第68号・町区域の変更について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
- （第2次八代市男女共同参画計画（中間報告）について）
- （国際化計画策定への取り組みについて）
- （八代市ケーブルテレビ事業の指定管理者更新について）
- （八代おもてなしプランについて）
- （八代市重点戦略の策定について）
- （第三次八代市行財政改革実施計画の策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長	前川祥子君
副委員長	村川清則君
委員	大倉裕一君
委員	橋本隆一君
委員	古嶋津義君
委員	村上光則君
委員	村山俊臣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	佐藤圭太君
理事兼財政課長	尾崎行雄君
市民税課長	中田利一郎君
市民税課副主幹 兼諸税係長	園部慎治君
資産税課長	松川由美君
市長公室長	東坂宰君
理事兼人事課長	白川健次君
国際課長	嶋田和博君
農林水産部	
水産林務課長	中川俊一君
市民環境部長	潮崎勝君
人権政策課長	宮川武晴君
総務企画部長	増住真也君
総務企画部次長	山田純子君
情報政策課長	早木浩二君
企画政策課長	福本桂三君
部局外	
議会事務局長	國岡雄幸君
議会事務局次長	増田智郁君

○記録担当書記

岩崎和平君

(午前10時00分 開会)

○委員長（前川祥子君） 定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

まず、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等について、財務部より説明願います。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、岩本でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案でございますが、まず、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入及び歳出での総務費を佐藤財務部次長、議会費を増田議会事務局次長が説明いたします。

また、事件議案で、予算の専決処分に係るもの、すなわち議案第59号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第10号の歳入、及び議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号の歳入を、佐藤財務部次長が説明いたします。

そのほか、議案第60号、第63号、第67号及び第68号の事件議案につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長（佐藤圭太君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

いたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、別冊となっております議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算書・第3号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、まず、歳入を説明いたします。よろしくお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ14億8500万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ582億7290万円といたしております。

次に、第2条で、地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページの表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、1、追加では、児童福祉施設整備事業で6200万円を追加しております。

次に、2、変更では、道路整備事業で補正前の7億4510万円に、1570万円を追加し、補正後の限度額を7億6080万円といたしております。

次の公園整備事業では、5750万円に2640万円を追加し、補正後の限度額を8390万円としております。詳しい内容は、この後、歳入、款21・市債で説明いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、1753万4000円を減額しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源が減額となりましたので、地方交付税で調整したものでござ

ざいます。

次に、款14・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で154万9000円を減額しております。これは、地域公共交通再編推進事業補助金としまして、昨年10月に再編を実施しました種山線や東町線など4路線の沿線住民を対象として、再編内容の周知やアンケート等の実施を行う八代市モビリティ・マネジメント推進事業に対する補助金でございます。今回の補正分が117万5000円、また、当初予算において計上の当該補助金におきまして、補助率が2分の1から4分の1に変更となりましたことから、272万4000円を減額する必要がありますので、その差額の154万9000円を減額しております。なお、当初予算の減額分につきましては、ふるさと八代元気づくり応援基金との歳入の組み替えを行っております。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金に1億672万9000円を計上いたしております。このうち、保育所等整備交付金7574万円は、私立保育所文政第二保育園において、熊本地震の影響による施設の劣化や老朽化に伴います園舎改築に対する補助金でございます。

次の、子ども・子育て支援整備交付金3098万9000円は、しらぬい児童クラブの施設の新設に要する経費、及び鏡すくすくスクールの移転改築に要する経費に対する補助金でございます。次に、節3・生活保護費補助金の110万1000円は、生活保護適正実施推進事業補助金としまして、本年10月施行の生活保護基準の見直し等に伴うシステム改修に係る費用に対する補助金でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金に2671万3000円を計上いたしております。まず、視覚障がい者誘導ブロック設置事業の92万2000円は、松崎町田

中町線に視覚障害者誘導ブロックを設置する工事に対する補助金でございます。

次の、災害防除事業の905万5000円は、坂本地区の今泉・袈裟道線ほか1路線の災害防除工事及び測量設計業務委託に対する補助金でございます。

次に、トンネル点検・修繕事業の133万6000円は、坂本地区の日光隧道、泉地区の新道隧道のトンネル点検業務委託に対する補助金でございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業の1540万円は、道路法により5年に1回実施することとされております橋梁の法定点検と橋梁長寿命化修繕計画の策定に対する補助金でございます。次に、節2・都市計画費補助金に2950万1000円を計上いたしております。まず、都市公園安全・安心対策緊急支援事業の2741万6000円は、老朽化した都市公園の施設について、利用者の安全・安心の確保を図るため、トイレのバリアフリー化等に対する補助金でございます。

次の、公園施設長寿命化対策支援事業の208万5000円も、同じく老朽化した都市公園の施設について、利用者の安全、安心の確保を図るため、遊具改修に対する補助金でございます。いずれも、土木費国庫補助金は、防災・安全交付金の増額内示に伴い補正するものでございます。

9ページをお願いします。

款15・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、説明欄に記載しておりますが、熊本地震復興基金交付金として643万2000円を計上しております。この熊本地震復興基金交付金とは、平成28年12月に、国から県に対しまして特別交付税として、熊本地震復興基金の設置に要する経費として措置されたもので、県において、被災市町村が実施します事業を中心に、財

政負担の軽減を図るため、基金活用事業のルールを定めて配分することとなっているものとございます。

まず、おもてなし事業の349万2000円は、インバウンドの誘客促進を図るため、7月1日に予定されております、くまナンステーションのグランドオープンを契機といたしまして、中心商店街やくまモンスクエアなど一体となったキャンペーン実施などに要する経費に対する補助金でございます。

次の、地域コミュニティ施設等再建支援事業の294万円は、認可地縁団体である竹原町町内会の菅原神社ほか4団体の4施設の再建などに要する経費に対する補助金でございます。

次の、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金774万7000円は、先ほど、国庫補助金で説明しました、しらぬい児童クラブの施設の新設に要する経費に対して、県負担分8分の1、及び鏡すくすくスクールの移転改築に要する経費に対して、県負担分の6分の1の放課後児童クラブ整備費補助金でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では11億9736万6000円を計上いたしております。まず、強い農業づくり交付金事業補助金の9億7250万4000円は、八代地域農業協同組合ほか2団体が主体となって導入しますトマト及びミニトマトの栽培に要する低コスト耐候性ハウスの整備に対する補助でございます。

次に、経営体育成支援事業補助金の1637万円は、人・農地プランに位置づけられている中心経営体等が融資機関から融資を受けて、農業用機械、施設等を導入する際に、その融資残に補助金を交付するものです。今回は、この融資主体型補助事業に取り組む松高地区など3地区6経営体に対する補助金でございます。

次の産地パワーアップ事業費補助金の1億8164万4000円は、地域の営農戦略として

定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物、栽培体系への転換を図る取り組みに必要な機械、機器のリース導入及び施設整備に係る経費の一部に対して補助されるもので、八代鏡トマト研究会など4団体が、高度技術導入施設や種子種苗生産供給施設の整備などを行うものでございます。

次に、攻めの園芸生産対策事業費補助金で2326万6000円を計上いたしております。これは、気候温暖化や燃油、資材等の価格高騰といった厳しい状況下で、産地間競争に打ち勝つ園芸産地の維持発展を図るために、農業施設、機械、基盤整備等に対して補助されるもので、今回の内容は、八代地域農業協同組合園芸部ほか1団体が、キャベツやレタスなどを対象に、強化型単棟ハウスや自動内張り開閉装置などの導入を行うものでございます。

次に、畑作構造転換事業補助金の358万2000円は、事業実施主体が取り組みます畑地におけるバレイショ等の生産に当たり、省力化の推進や新技術の導入のほか、用途転換の促進、生産性向上のための農業用ストーンピッカーや農薬散布用ドローンの導入等に対する補助でございます。

次に、目7・教育費県補助金、節1・小学校費補助金10万円は、東陽小学校が学校給食・食育研究推進校として、児童が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育むための資質や能力を育成するため、学校の教育活動全体を通じた食育推進のあり方について研究し、実践モデル校として、その成果の普及に資するため取り組みます学校体育・健康教育研究指定校への補助金でございます。

次に、項3・委託金、目6・教育費委託金、節1・中学校費委託金の10万円は、泉中学校が人権教育研究指定校として、人権意識を培うための学校教育のあり方について、県教育委員会との連携、強化のもとで、幅広い視点から実

実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に資するために取り組みます人権教育研究推進事業への委託金でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

款18・繰入金、項1・基金繰入金、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金624万9000円は、ただいま国庫支出金で説明しました八代市モビリティ・マネジメント推進事業に活用するものでございます。

次に、目8、節1・まちづくり交流基金繰入金349万2000円は、県支出金で説明しましたおもてなし事業に活用するものでございます。

次に、款20・諸収入、項4、目5、節8・雑入では1445万3000円を計上しております。まず、自治総合センターコミュニティ助成事業助成金1430万円は、二見住民自治協議会が、コミュニティ活動に使用します備品を整備する経費への助成金220万円と、千丁校区まちづくり協議会が、同じくコミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への助成金240万円、また、郡築二番町町内会が自治公民館建設に要する経費への助成金970万円でございます。

次に、熊本県学校給食会助成金の15万3000円は、県支出金で説明しました東陽小学校が、学校給食・食育研究推進校として取り組む事業に対する助成金でございます。

11ページをお願いいたします。

続きまして、款21、項1・市債、目5・土木債、節1・道路橋梁債では1570万円を計上いたしております。まず、市内一円道路整備事業の900万円は、国庫支出金で説明しました視覚障がい者誘導ブロック設置事業及び災害防除事業に係るもので、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率90%を乗じた

もので、公共事業等債を予定しております。

次の、シンボルロード整備事業の670万円は、市役所から本町アーケード商店街へのアプローチ道路であります通称こいこい通りをシンボルロードとして位置づけ、中心市街地の玄関口として、人の流れやにぎわいを創出するための道路整備に係るもので、起債対象額に95%を乗じたもので、合併特例債を予定しております。次に、節4・都市計画債では2640万円を計上しておりますが、国庫支出金で説明しましたトイレのバリアフリー化等の都市公園安全・安心対策緊急支援事業に係るもので2460万、遊具の改修など公園施設長寿命化対策支援事業に係るもので180万円、いずれも補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率90%を乗じたもので、公共事業等債を予定しております。

目9・民生債、節1・児童福祉債では6200万円を計上しております。私立保育所施設整備事業の3590万円は、国庫支出金で説明しました、私立保育所文政第二保育園において、熊本地震の影響による施設の劣化や老朽化に伴います園舎改築に係るものでございます。

次の放課後児童クラブ施設整備事業の2610万円は、国・県支出金で説明しました、しらぬい児童クラブの施設の新設に要する経費、及び鏡すくすくスクールの移転改築に係るものでございます。いずれも補助対象経費から国庫・県支出金を差し引いた額に充当率95%を乗じたもので、合併特例債を予定いたしております。

以上が歳入の説明でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（橋本隆一君） 済みません、都市公園の計画費についての確認なんですけれども、計画費、補助金と市債のほうで、老朽化したトイレ、公園トイレのバリアフリー化ということな

んですが、これ、具体的なことを聞いていいのかわからんですけど、和式トイレを洋式にするという理解でよろしいんですか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎です。お世話になります。

もちろん、今おっしゃったように、和式から洋式にするというのとですね、あと、段差等を解消するというので、はい、予定されているようです。

○委員（橋本隆一君） 老朽化したということですが、やっぱり一つの要件になるわけですか。それとも、和式トイレで不自由さ、不便さが市民の声があれば、それも兼ねて洋式化するというので理解していいんですか。

○財務部長（岩本博文君） やはり老朽化しているというところが一つのところだと思います。それと、今、流れとして、和式ではなかなか用を足せないというような状況が多くなってきているという社会的なところもありまして、洋式化もあわせてというような状況かなと思います。

○委員（橋本隆一君） 結構ですが、公園で、そういう要望がですね、幾つか出たたもんですから、そういったところの確認でした。ありがとうございました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回の事業そのものなんですけども、当初予算のほうで間に合わなかったということではなくて、補正のほうで、今回計上されているわけですが、そのあたり、どういう位置づけというんですかね、当初で計画されてもいいような事業内容かなというふうに、ちょっと思ったところもあるんですよ。そのあたり、今回の補正になったというところ、そのあたりの説明をいただけますか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 当初には、間に合わなかった分です、補助の内示等も

ですね、後で出てきた分がございまして、そういった国からの補助に、補助の内示に合わせたということで、補正対応としているところでございます。

○委員（大倉裕一君） 何となくわかったようで、わからないところもあるんですけど、今回は、市のほうの影響といいますか、考えということじゃなくて、もともと当初予算に間に合うように計上してたんですけど、補助内容が、補助事業として採択がなされなかった、そのために、補正のほうで計上されたということではないんですかね。

そもそも、その後に、当初予算の後に申請を上げられとったんでしょうか。そのあたりのタイムスケジュール的なところも含めて、お願いできますか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） それぞれ案件は違いますけれども、当初で出してた分です、実際補助内示で、今回調整で増額等をした分と、当初では全く計上してなくて、新たに補助内示がありましたので、それに合わせて今回計上したという部分がございまして。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

もう1点、済みません、先によろしいですか。

○委員長（前川祥子君） はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） 教育費の指定校の補助金になるんですけども、指定をされると、一律10万円、——今回たまたまなのかもしれませんが、10万円という金額が、県のほうから支出金のほうで入っているわけですが、指定校になると、入金されるのは10万円というふうに決まっているんでしょうか、そこをちょっと教えていただけませんか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） こちら、定額で10万円というふうに決まっているようです。

○委員（大倉裕一君） 委員会が違うのかもしれませんが、現場のほうと、これは意見になりますけども、現場のほうとしっかり確認を合っていたいただいて、本当に、事業費が、県からの補助金というか、支出金で賄えられているものなのかどうか、そういったところをしっかりと確認をしていただいて、場合によっては、増額というようなですね、お話も県のほうに上げていただくような取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） 意見ということで、はい。

ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 保育所の整備交付金についてでありますけれども、これは、採択条件と申しますか、申請と申しますか、手を、先に挙げたところが採択されるんですかね。こども未来課じゃなからんばわからんのかな。

○財務部長（岩本博文君） 採択の状況がどのようにして採択されるかというのは、ちょっと把握しておりません。ちょっと答えられません。

○委員（古嶋津義君） 後で尋ねます。

それと、子ども・子育て支援整備交付金であります。これも、当初予算に乗るのかなと思っておりましたが、これも、さっき尾崎財政課長が言いました、国の内示があってから乗せるということですかね。

○財務部長（岩本博文君） 内示がありましてから、予算化するというところで、財政課は対応いたしております。

○委員（古嶋津義君） 毎年毎年、補正で上がってくるから、そのようなことかなということで、確認の意味で質問をしました。

それと、もう一つはですね、公園施設の長寿命化対策支援事業でありまして、これは都市公園、農村公園は別で、児童公園っていろいろありますが、この遊具については、3点セットと

か5点セットとかありますが、この都市公園については、どういう遊具の補助なんですか。ブランコとか、いろいろあつてほしい。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 今回のですね、内田児童公園等につきましてはですね、回転式の回る遊具を、今回改修するというふうに聞いております。

○委員（古嶋津義君） はい、わかりました。
以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 合併特例債を活用しましたということで報告が、説明がありましたけれども、活用後の合併特例債の、何というかな、利用額というのは、総額で幾らになりますか。

今後、合併特例債を使った事業も出てくるんだとは思いますが、現段階で幾らでしょうか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 今回の補正分まで入れまして、234億1000万程度の執行予定でございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で、歳入等について終了します。

次に、歳出の第1款・議会費について、議会事務局より説明願います。

○議会事務局長（國岡雄幸君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局長の國岡でございます。

今回、補正予算の中で、議会費の中で、議員さんの海外行政視察旅費を提案をいたしております。

詳細につきましては、増田議会事務局次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局次長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。

今回、補正をお願いしております議会費について御説明させていただきます。説明に当たっては、失礼かと存じますが、着座にて行わせていただきたいと思います。

それでは、議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号の議案書、12ページをごらんいただきたいと思います。

3、歳出、款1・議会費、項1・議会費、議会費の議会運営事務事業につきまして、今回280万円の補正を提案させていただいております。

本事業につきましては、委員の皆様、御承知のとおり、平成21年度より凍結されておりました議員による海外行政視察について、昨年11月20日に開催されました議会運営委員会において、議長から本視察凍結解除の件について諮問がなされ、以降、議会運営委員会で6回の審議をされ、その結果、最終的に凍結解除がなされたものでございます。

さらに、その結果につきましては、本年3月定例会初日に議会運営委員会委員長から議場で報告がなされております。

そこで、今回、議員さんによる海外行政視察解除に伴い、補正予算を提案するものでありますが、本視察の取り扱い要領及び運用に、派遣回数は任期中1回とする。派遣人員は1回当たり14名を超えてはならない。海外視察を行う場合は、議員に対し1人当たり20万円以内の旅費を支給する。さらに、各年度の予算措置については、14名分以内を予算措置するとされており、これらにつきまして、議会運営委員会で御決定いただくとともに、全員協議会にも報

告、周知がなされておりました。

これらのことが議会で御決定いただきましたことから、今回、海外行政視察に伴う費用として、議員さん1人当たり20万円の14人分を計上させていただいているところでございます。

説明は、以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） 議運で決まったこととは理解しながらもですね、14名という数字の考え方、予算の立て方というところで、以前、海外視察凍結の前の状況としては、年間計画を立てながら、その中で予算措置をしていったような気がしております。年度内に何人、どこの会派がとかというような、しっかりした計画を立てていたような気がしておりますが、今回、ちょっと議会からの押しの強い部分もあったのかなあと、もう少し丁寧な予算立てがあってもいいんじゃないかなと思ってるんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議会事務局次長（増田智郁君） ただいま御質問いただきました点について、御回答させていただきます。

まず、本視察の凍結解除になりましたのが、3月、当初予算に間に合わないというところでの補正予算での対応をさせていただいております。

要領の中で、14名ということで、まず決めていただきまして、実際の取り扱いの運用については、議長に委ねるということにさせていただいた経緯がございます。

先ほど大倉委員さんがおっしゃったとおり、前の分につきましては、年度計画等がされて、その分を予算措置するというようなことであつたかと思えます。今回につきましては、まず、今年度といいますか、今回凍結解除に当たりま

して御決定いただいたときに、まず、14名分の予算措置をするということでお決めいただいたというのと、その取り扱いの運用の中で、次年度以降については、前年度に希望を聞いて、それを予算措置するというようなところで決めていただいたところでございますので、平成30年度につきましては、通常、これが毎年行われている分であれば、予算要求の際に希望をとりまして、予算措置をするところでございますが、解除の時期と予算要求の時期等々もございまして、ただ対応は、今年度から対応することとございまして、30年度につきましては、14名分を予算措置をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（大倉裕一君） 議運で決定をした内容とは言いますが、繰り返しになるんですけれども、やはり議会運営委員会のほうに陳情として、市民の方からやはり凍結を解除すべきではないといった陳情書が届いてきておりました。そういう内容、市民の中には声があるということもしっかりと委員会の中では反映をしていくべきではないかなというふうな思いを持っております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で、歳出の第1款・議会費について終了します。

次に、第2款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部次長（佐藤圭太君） 引き続き、座ら

せていただきまして、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第59号・専決処分の報告、——済みません、失礼しました。

失礼しました。引き続きまして、総務費の歳出を説明いたします。

12ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費で、自治総合センターコミュニティ助成事業として460万円を計上しております。内訳は、先ほど、諸収入で説明しましたとおり、二見住民自治協議会が、コミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への補助金220万円と、千丁校区まちづくり協議会が、同じくコミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への補助金240万円でございます。なお、特定財源としまして、全額、諸収入を予定いたしております。

次に、目7・交通防犯対策費で、生活交通確保維持事業として470万円を計上しております。これも、国庫支出金で説明しましたが、昨年10月に再編を実施しましたバス路線の種山線や東町線など4路線の沿線住民を対象として、再編内容の周知やアンケート等の実施を行う八代市モビリティ・マネジメント事業業務委託料でございます。なお、特定財源としまして、全額、国庫支出金及び基金繰入金を予定いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第57号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号・専決処分の報告及びその承認について（平成29年度八代市一般会計補正予算・第10号）

○委員長（前川祥子君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第59号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第10号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（佐藤圭太君） 引き続き、座らせていただきまして、説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第59号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成29年度八代市一般会計補正予算書・第10号で、3月定例会後に、繰越明許費の追加、並びに起債限度額の変更などを行う必要から、平成30年3月30日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

第1条は、歳入予算の補正でございますが、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるといたしております。

また、第2条では繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、6ページの表で説明いたし

ます。

それでは、6ページをお願いいたします。

下段の第2表、繰越明許費補正の追加でありますが、款4・衛生費、項1・保健衛生費の斎場施設整備事業で256万円の追加を行っておりますが、これは、八代市斎場の電動キャリア台車のうち1台が故障いたしておりましたので、修繕を発注しておりましたが、部品調達が困難となり、年度内に完了することができなくなったため、繰越明許費を追加したものでございます。

次の、款9・教育費、項7・社会教育費の指定文化財復旧事業（地震災害関連）で5292万円の追加を行っておりますが、これは、八代城の石垣修復を実施しておりますが、江戸時代の記録にない新たな修復歴が発見され、石垣の裏込めの構造や勾配の変化などの調査に不測の時間を要しまして、年度内に保存修復報告書の作成と刊行ができなくなったため、繰越明許費を追加したものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございますが、1の変更で、土地区画整理事業において、限度額を減額いたしております。

詳しい内容は、後ほど、歳入、款21・市債で説明をいたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で89万6000円を減額いたしております。これは、今回の補正予算の一般財源が減額となりましたので、地方交付税で調整したものでございます。

次に、款18・繰入金、項1・基金繰入金、目5、節1・八千把地区土地区画整理事業基金繰入金で849万6000円を計上いたしてお

ります。これは、八千把地区土地区画整理事業で予定しておりました特定財源である市債の地方道路等整備事業債におきまして、その対象事業が減額となりましたことから、減額に対する財源措置として、八千把地区土地区画整理事業基金繰入金を増額したものでございます。

次に、款21・市債、項1・市債、目6・土木債、節4・都市計画債で760万円を減額しております。これは、ただいま繰入金で説明しました八千把地区土地区画整理事業で予定しておりました特定財源である市債の地方道路等整備事業債において、その対象事業が減額となりましたことから、当該事業分について減額しております。

以上が歳入の説明でございます。歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） 繰越明許なんですけども、3月30日に専決ですよね。6月議会に、今報告という形で上がってきたんですが、もう少し工程管理をしっかりしていると、3月会期中の中で、追加提案という形でできたんじゃないかなというふうに判断をするんですが、そのあたりどのような見解をお持ちですか。

○財務部次長（佐藤圭太君） 本来だったら、大倉委員おっしゃるとおり、3月定例会に間に合わせたいということで作業を進めていたんですが、定例会後にですね、この繰越明許費が出てきたものですから、やむなく専決したところでございます。

○委員（大倉裕一君） 財務部のほうにですね、非はないよというようなことなんでしょうけども、財務部のほうからですよ、そこはしっかり、もう定例会が始まっているよって、工程が年度内におさまるかどうかなということを再点検してくれとか、そういったものを出しなが

ら、こういう繰越明許が出ないようなですよ、対応をですね、出ないようなといいますか、年度をかえての繰越明許にならないように、通常は3月できちんと繰越明許が出されるべきだと思いますので、そういう取り組みを指導していただくようお願いをしておきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 意見ということでよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） 要望でいいです。

○委員長（前川祥子君） 要望ですね、はい。
ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第59号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第10号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第65号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第65号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（佐藤圭太君） 引き続き、座らせていただきまして、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書の４９ページをお願いいたします。

議案第６５号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。内容は、平成３０年度八代市一般会計補正予算書・第２号で、３月定例会後に、訴訟事務に伴う債務負担行為の追加、並びに災害復旧事業に伴う起債限度額の変更を行う必要から、平成３０年５月１８日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明いたします。

それでは、５３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ６４０万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ５６７億８７９０万円といたしております。

また、第２条、債務負担行為の補正を、第３条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、５５ページの表で説明いたします。

それでは、５５ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正の追加でございますが、訴訟事務委託（市立中学校いじめ問題事案）といたしまして、期間を平成３０年度から訴訟契約終了年度まで、限度額を訴訟契約により決定した額に設定しております。これは、市立中学校におけるいじめ問題事案について、平成３０年５月１４日に訴状が届き、早急な対応が必要でありますことから、その訴訟の結審までに係る経費について、債務負担行為の設定を行っております。

次に、第３表、地方債補正でございますが、１の変更で、災害復旧事業において、限度額を増額いたしております。詳しい内容は、後ほど、歳入、款２１・市債で説明をいたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

５９ページをお願いいたします。

款１０、項１、目１、節１・地方交付税で３

９０万円を計上いたしております。これは、今回、補正予算の一般財源でございます。

次に、款２１、項１・市債、目８・災害復旧債、節３・公共土木施設災害復旧債で２５０万円を計上しております。これは、平成３０年５月２日から３日、及び６日から８日までの豪雨により被災しました、泉地区の腰越～平線など３路線ののり面崩壊等の復旧事業に係る市債で、充当率は起債対象事業費の１００％でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第６５号・平成３０年度八代市一般会計補正予算・第２号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第６０号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第６０号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題

とし、説明を求めます。

○市民税課長（中田利一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の中田でございます。よろしくお願ひします。着座して、御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民税課長（中田利一郎君） それでは、議案書の13ページをお願いします。

議案第60号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものです。

14ページをお願いします。

専決第3号・専決処分書でございます。内容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

15ページから32ページまでが、改正規定についてでございます。

専決の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布され、八代市市税条例におきましても必要な改正を行い、3月31日付で専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、市民税に関するものは私のほうで、資産税に関するものは、この後、松川資産税課長より御説明いたします。

改正内容の主なものにつきましては、お手元に配付しております、右上に、議案第60号関係資料1、それから、議案第60号関係資料2、それと、2につきましては、新旧対照表でございます。それと、資料3の八代市市税条例施行日と関連条文と書いてあります資料にて、御説明したいと思います。

市民税の主なものとしましては、個人市民税、法人市民税、たばこ税の3点について御説

明いたします。

なお、施行日につきまして、平成30年4月1日から施行されるものと、本年10月1日から施行されるものなど、施行日が異なっておりますので、施行日ごとに、どの条文が該当するか、関係資料の3のほうにまとめておりますので、よろしくお願いします。1枚物でございます。

それでは、資料1をごらんください。

まず、個人市民税につきましては、働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振りかえるなどの対応を行うこととされました。

具体的には、給与所得額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を10万円引き上げるものです。これによりまして、個人市民税の基礎控除額が33万円から43万円、所得税が38万円から48万円に引き上げられました。なお、給与所得と年金所得の両方を有する方は、片方に係る控除のみが減額されます。

次に、給与所得控除の上限となる給与収入を1000万円から850万円に引き下げるとともに、控除額も220万円から195万円に引き下げられますが、23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる方など、子育てや介護を行っている方については、負担が増加しないように控除額を210万円に設定されております。

次の裏面をお願いいたします。

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり、控除額に上限がなく、年金以外の所得が幾ら高くても、年金収入だけで生活する人と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっているとの指摘がなされてきました。こうした点を踏まえ、世代内、世代間の公平性を確保する観点か

ら、公的年金等収入が1000万円を超える場合の控除額に195万5000円の上限が設けられました。

また、公的年金等以外の年金所得金額が1000万円を超え、2000万円以下の場合、控除額の上限額である195万5000円から10万円を、2000万円を超える場合は20万円を上限額から引き下げることになりました。

それから、基礎控除につきまして、合計所得金額が2400万円を超え、2450万円以下については、基礎控除額を29万円に、2450万円を超え2500万円以下は15万円に、さらに、2500万円を超える場合には、基礎控除額の適用はしないこととされました。

以上の個人市民税につきましては、平成33年1月1日から施行されます。

次に、法人市民税についてですが、外国子会社合算税制により、親会社内国法人への所得の合算をされた外国子会社の支払った所得税、法人税及び法人住民税等の額のうち、合算された所得に対応する金額について、法人税及び地方税から控除し切れなかった金額を、法人住民税法人税割から控除する制度が創設され、二重課税の調整を行うこととされました。

この規定の施行日は、平成30年4月1日でございます。

続きまして、たばこ税についてでございます。たばこ税につきまして、国及び地方のたばこ税の税率を、平成30年10月1日から1本当たり1円ずつ、1箱当たり20円、段階的に引き上げることとされました。

平成30年10月1日、平成32年10月1日、そして平成33年10月1日に、それぞれ1箱当たり20円ずつ引き上げられ、最終的には現在よりも1箱当たり60円上がることになります。

また、近年急速に市場が拡大している加熱式

たばこについては、加熱式たばこの課税区分を新設し、その製品の特性を踏まえた課税方式に見直しされました。

これまで加熱式たばこは、パイプたばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算し課税がなされていましたが、製品重量が軽いことから、紙巻たばこに比べて税負担が低くなっており、また、加熱式たばこ間でも製品重量に差があり、税負担が大きく異なるなど、課税の公平性の観点から課題がありました。

加熱式たばこは、紙巻たばこと同様の価格帯で販売され、その代替性が極めて高い商品であることに加え、その販売量は急速に増加している状況であり、今後さらに紙巻たばこから加熱式たばこへの切りかえが進めば、税負担格差に比例してたばこの税収も大きく減少することになり、財政面から早急な対応が必要と考えられ、加熱式たばこの製品特性を踏まえた課税方式へ見直されたところでございます。

今回の改正により、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法については、重量と価格を紙巻たばこの本数に換算する方式に改められ、重量と価格の換算比率は1対1で紙巻たばこの本数に換算されることとなります。

重量につきましては、巻紙、フィルター等を除く葉たばこ、溶液の重量0.4グラムごとで紙巻たばこの0.5本に換算し、価格については、加熱式たばこの消費税を除いた小売定価の紙巻たばこ1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算されることとなりました。

なお、開発努力を行った企業や消費者への影響に配慮し、平成30年10月1日より平成34年10月1日までの5回に分けて段階的に移行することとなっております。

具体的には、見直しの段階ごとに、従来の課税方式による紙巻きたばこへの換算本数を5分の1ずつ減らし、新たな課税方式による紙巻た

ばこへの換算本数を5分の1ずつふやすものでございます。

以上が、市民税に関する主な改正点でございます。

続きまして、資産税に関しましては、松川資産税課長が御説明いたします。

○資産税課長（松川由美君） 資産税課、松川でございます。

資産税に関する内容について御説明させていただきます。着座させて御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○資産税課長（松川由美君） 説明資料の3ページをお開きいただけますでしょうか。

今回の改正におけます資産税に関する主な内容といたしまして、大きく2点になります。資料のほう、市民税課分続く番号といたしまして、3ページに4番、4ページに5番として網かけをいたしております。

まず、4ですが、課税標準の特例措置、わがまち特例の創設、並びに内容の見直しがなされております。

わがまち特例につきましては、そこに記載させていただきました。平成24年度以降の税制改正により、地方税の特例措置について、それまで国が一律に定めていた内容を、地方自治体がそれぞれの実情に対応した政策が展開できるよう、自主的に判断し、条例で決定できるようにした仕組み、地域決定型地方税制特例措置のことを言う通称でございます。

国のほうから特例割合について範囲が示されますので、その範囲内で自治体ごとに条例でその割合を定めるものでございます。今回3つの内容について、特例措置を創設、あるいは見直しをいたしております。

まず、①ですが、中小企業の設備投資支援としての特例措置が創設されました。資料のほうには書いておりませんが、特例措置が創

設されました背景を、少しお話しいたしますと、中小企業の業績は回復傾向にありますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。中小企業が所有する設備は老朽化が進み、生産性向上の足かせになっている状況です。また、今後、少子高齢化、人手不足、働き方改革への対応など厳しい事情を取り巻く環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新し、事業者自身の労働生産性の飛躍的向上を図る必要があります。

以上のような背景から、丸印を、資料のほうにつけておりますけれども、まず、国におきまして、生産性向上特別措置法という法律が、今国会で制定され、6月6日施行されました。同法に基づきまして、市町村は先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画を、また中小企業等におきましては、先端設備等導入に関する計画を作成することになります。

下に書いておりますが、生産性向上特別措置法に規定する市町村が作成した導入促進基本計画に適合し、かつ労働生産性を年平均3%以上向上させるものと認定された先端設備等導入計画に盛り込まれている一定の機械・装置等で、生産、販売活動等に使用されるもののうち、先端設備等導入計画認定日から平成33年3月31日までの間に取得されたものに対して、資産税を最初の3年間軽減するというものでございます。

国から示された特例割合範囲は、ゼロ以上2分の1以下となっております。本市、八代市におきましてはゼロといたしております。これは、市町村が特例措置をゼロとした場合、そこに所在する事業者が特定の補助事業を実施しようとした場合、国のほうからその点が加味されて優先採択されるためでございます。

施行日は、先ほども申し上げましたが、平成30年6月6日。今回の改正条文でいいます

と、八代市市税条例の附則第10条の2第24項でございます。

次に、②といたしまして、津波避難施設に係る特例措置について、対象施設の追加と期間の延長をいたしております。

これまで、市町村と管理協定が結ばれた津波避難施設について特例措置が講じられておりましたが、今回その期間を3年間、平成33年3月31日までに延長するとともに、適用対象に指定避難施設及び防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源を追加するというものでございます。

特例割合につきましては、国から参酌すべき割合ということで、3分の2と2分の1とってきてございますので、それに合わせております。

また、本市には法に規定されている津波災害警戒区域は、今現在ございませんが、条例制定しておく必要性がありますことから、今回改正するものでございます。

施行日は平成30年4月1日。改正条文でいいますと、附則第10条の2第5項から第9項でございます。

次、1枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

③再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置についても、対象施設や特例割合について見直しがなされております。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備について、これにつきましては米印2として書いてありますが、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、以上のものを電気に変換する設備について、特例措置を行うものでございます。

これまで、この再生可能エネルギー発電設備について特例措置が図られておりましたが、今回その期間を2年間、平成32年3月31日ま

で延長するとともに、施設の能力により割合についても見直しがなされました。

特例割合につきましては、国から参酌すべき割合に合わせ、各設備についてその能力によりまして、記載の割合といたしております。

施行日は平成30年4月1日。条文は、附則第10条の2第12項から第19項でございます。

次に、2つ目の大きな改正点であります、5、税負担の特例措置の創設、延長についてでございます。2項目、記載しております。

まず、①バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置が創設されております。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、主に実演芸術を行うものについて、平成30年4月1日から32年3月31日までの間に、同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるような改修を行った場合、その旨市町村に申告すれば、改修工事完了年の翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税の3分の1相当分を減額するというものでございます。

米印で書いてありますが、今回の該当施設とする、主に実演芸術を行うものとは、劇場及び演芸場、並びに集会場及び公会堂となっております。

施行日は平成30年4月1日でございます。今回の改正条文でいいますと、附則第10条の3第12項が該当いたしますけれども、その内容は、ただいま申し上げました特例措置の割合等についての記載ではございませんで、申請時の添付書類等に関する内容となっております。

次に、②土地の負担調整措置の延長についてでございます。

まず、(1)下落修正措置でございます。これは平成9年度以降実施されている措置でござ

いますが、3年に一度評価がえが行われておりますが、それ以外の年度においても地価が下落し、課税上著しく均衡を失すると認められる場合には、修正を行うことを規定するものでございます。

今年度、評価がえの初年度でございますので、本調整期間は、来年の平成31年度、それと再来年、32年度となります。改正条文は、附則第11条の2でございます。

次に、(2)地目ごとの調整措置でございます。地域や土地による負担のばらつきの均衡化を図るため、これまでも実施されているものでございまして、平成30年度が評価がえの基準年度となることに伴い、3年間延長することとし、条文の見出しや条文中の年度を改正するものでございます。改正前の年度に3年間を加えたものが改正後の年度となっております。

改正条文は、附則第11条、第12条、第13条でございます。施行日は、(1)、(2)ともに平成30年4月1日でございます。

以上が、今回地方税改正におけます資産税に関する主な内容でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） たくさんお尋ねをしたいといいますか、一気に理解が難しいもので、まず、個人市民税のほうで、①の給与所得控除、公的年金控除から基礎控除への振りかえということで、10万円の分が振りかえられるようになっているわけですけど、具体的に、一つの所得を挙げていただいて、八代市の平均所得ぐらい、何か例に挙げていただいて、上がるものなのか、下がるものなのか、市民にどう影響が出るのかというところをお聞かせいただきたい。

○市民税課長（中田利一郎君） 給与所得控除

というのが、給与が100万円だったと、収入ですね。それから、その給与所得控除ということで、通常65万円となりまして、所得は35万円。これが、今回は65万円を10万円引き下げて、55万円として、所得は10万円上がりまして45万、基礎控除額が33万だったのが43万というふうに、いわゆる給与所得控除を10万円下げるかわりに、基礎控除を10万円上げるということで、普通の人は変わらないというような状況になります。

今回の改正では、高所得額、1000万を850万円に引き下げたということで、上限額ですね、高収入がある人たちへの影響はあるかと思いますが、それ以外の方については、影響はほとんどないというような状況でございます。

こちらの資料でもありますが、基礎控除額の、まず、住民税が、今33万円でありましたので、今申し上げましたとおり、所得は10万円上がりますが、それから、基礎控除の分を10万円、また差し引きますので、結果は現行と同じような税額になるというようなことです。

○委員（大倉裕一君） 高所得の方だけが影響が出る可能性があるかと、一般のといいますか、という方は、所得といいますか、影響額はないですよというような捉え方でよろしいんですかね。

○市民税課長（中田利一郎君） 済みません、資料1の1ページ目の②というところで、給与所得控除の適正化ということで、給与収入、今まではですね、給与所得控除の上限となるのを1000万円としてあったんですけど、ここを850万円に引き下げて、控除額が、今までは220万円の控除がありましたが、これを195万円に引き下げるとということで、ここでまた、850万円以上の方に対しては、所得が高くなるといったところで、こういうところで、高収入がある方たちに対しての、今回はちょっと、影響があるものと考えております。

次の２ページのほうにも、公的年金控除の適正化ということで、先ほど説明いたしました、公的年金等の収入についても、ずっと控除額の上限というのが設けられていませんでしたので、公的年金収入以外の１０００万円を超える公的年金等の方についても、ずっと控除がありましたのを、上限として１９５万５０００円を上限として、それ以上の方は、もうそれ以上の控除はないというふうなことでなっております。

それから、１０００万円を超え、公的年金等収入以外の所得金額が１０００万円を超え２０００万円以下の場合には、その控除額から１９５万５０００円から１０万円を差し引くと。さらに、２０００万を超える場合は１９５万５０００円から２０万円を引いた分を控除とするというふうなところになって、高所得者といえますか、そういった方たちへの影響のほうが大きくなっております。

○委員（大倉裕一君） 概略といいますか、理解をさせていただきました。

次のお尋ねになるんですけれども、法人市民税ですけど、この法人市民税の該当する市民というのは何％ぐらいいらっしゃるんですか。

○市民税課長（中田利一郎君） 法人市民税というのは、法人、それぞれの各企業が法人です。（委員大倉裕一君「質問の趣旨が、ちょっと伝わってないと思いますので、よろしいですか」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） では、いま一度、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 今回見直しに挙がっている対象者ですね、大きな２番の法人市民税というところで、この見直しに該当する市民の対象者がどれだけいらっしゃるかというところを教えてくださいませんか。

あわせて、どれぐらい影響額があるか。

○市民税課副主幹兼諸税係長（園部慎治君）

市民税課、園部でございます。よろしくお願いいたします。

今お尋ねの件でございますが、改正に該当するような納税義務者の方、法人の数については、済みません、把握をしておりません。

法人市民税につきまして、申告納税の制度でございまして、外国税額の控除などがあられる企業さんというのもあるんですが、もう既にそれを控除したところで法人市民税を計算した形で申告納税いただいております、恐らくは、余り大きな影響はないのではないかと、うふうには考えておりますが、済みません、数字については持ち合わせておりません。

以上でございます。（委員大倉裕一君「はい、結構です」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 確認ですが、一般市民の方、税に関して、私も含めて、私はそうなんですが、余り詳しくなくてですね、それで、いわゆる周知広報ということについてお尋ねしたいんですが、特に、一般市民の方が関係あるのが、たばこ税とかですね、あと、中小企業の特例措置とか、あるいはバリアフリー改修を行われた事業とか、土地の負担調整とか、知らずに、そのままやっとならなくても、特に影響はないのかと思われるのか、それとも、やはり知っておいただけのほうがいいのかちゅうのが、ちょっと理解に、どのようにしたらいいのかなちゅうのがあったもんですから、知っていただけたほうがいいのかなど。

○市民税課長（中田利一郎君） たばこ税につきましては、これから１０月１日に１本当たり１円ずつ上がるということで、これはＪＴといえますか、たばこ産業界からとかも、いろいろテレビ等でも出てくるのかなということもあわせて、特に、こちらからこうなりますというのではないのかなと。負担についても、直接入っ

てきますので、個人の方は購入されたときに、その代価を払われるというようなことでございますので、ただ、たばこ税につきましては、これまで何回となく、税の負担が上がっておりますが、ほとんどですね、これまで税の負担が上がったから、税額がふえたかという、ほとんど横ばいの状態で、どちらかといいますと、今、健康志向もございまして、どちらかという、全体的には下がってきている状況でございますので、こちらがあえて税負担がこうなりますよというのは、今から先、テレビ等でも各社報道等もあらわれるかと思っておりますので、そういうふうに捉えております。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。

じゃあ、続けて、再生可能エネルギー発電とか、特例措置に関してですけども、再生可能エネルギーの実行される企業等をですね、これはもう、企業さんあたりは、常にそういうアンテナを張っておられるので、こちらからあえて、こうなりますよということの周知広報はされますか。されるならば、どういった形でされますか。

○資産税課長（松川由美君） 今質問、委員さんのほうからいただきましたけれども、今の時点では、あえて、改めてですね、広報活動というのは予定してないところではございます。が、関係するところ、されるかもなというような企業さんとかですね、そういうところは、市役所の関係課かいとも相談をいたしまして、少し内容について、情報提供とかはしたいというふうには考えております。

○委員（橋本隆一君） わかりました。当然ですね、企業でされるわけですから、自分のところが一番気になるところなので、その都度担当課とお話しされているんですね。わかりました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第60号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部が来てませんので、小会します。

（午前11時22分 小会）

（午前11時23分 本会）

◎議案第63号・専決処分の報告及びその承認について（八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第63号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼人事課長（白川健次君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の白川でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前にですね、まず、おわびを申し上げます。

今回の専決処分につきましては、八代市部設置条例の改正に伴いまして、改正が必要となった条例の改正にですね、漏れがあったというもので、本来であれば、さきですね、3月定例会に提案すべきであったというものでござい

す。本当に申しわけございませんでした。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） 議案第63号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

議案書は41ページからになります。

42ページが専決処分書でございます。その内容は、八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例となります。

43ページには、その改正文をお載せしておりますが、今回は、お手元に配付してあります資料、右肩に議案第63号関係資料と書いてあります、こちらの資料に基づいてですね、説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。資料はよろしいでしょうか。

○委員長（前川祥子君） はい、どうぞ。

○理事兼人事課長（白川健次君） まず、1の専決処分の理由でございます。八代市部設置条例の改正によりまして、市長公室が設置されたことに伴いまして、本給与条例に基づく平成30年4月の職員の給与支給を行うためには、本条例の改正が必要であることから、専決処分を行ったというものでございます。

2の改正内容、新旧対照表をごらんください。今回改正いたします本条例の別表第3は、給料表の級別の基準となる職務を規定しているものでございます。

今回の改正は、この別表第3のうち、行政職給料表の6級の項に規定をしております部次長を部（公室）次長に改め、また、同じく7級の項に規定しております部長を部（公室）長に、部次長を部（公室）次長に改めるというものでございます。

なお、施行日は平成30年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第63号・八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れかえのため、小会いたします。

（午前11時27分 小会）

（午前11時28分 本会）

◎議案第67号・あらたに生じた土地の確認について

◎議案第68号・町区域の変更について

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、議案第67号・あらたに生じた土地の確認について、及び議案第68号・町区域の変更についての2件については、関連がありますので、本件2件を一括を議題とし、採決については、個々に行いたいと思います。

それでは、本2件について、一括して説明を求めます。

○水産林務課長（中川俊一君） 水産林務課長の中川です。よろしくお願いいたします。

資料を用いまして、座って説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○水産林務課長（中川俊一君） 議案書の73ページから75ページになります。

議案第67号と議案第68号は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第67号・あらたに生じた土地の確認につきましては、二見漁港の整備に伴い、公有水面埋立法の手續を経て、海面の一部を埋め立てて漁港の整備事業を行っております。埋め立てに伴い生じた土地について、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決をいただくものです。

土地の所在地につきましては、八代市二見洲口町字明神田1066、1066の1、1065の1、1064の1に隣接する公共空地、地先公有水面埋立地、面積が892.67平方メートルとなります。

配付させていただいております資料を使って説明させていただきたいと思います。

写真と地図のついた図面をお配りしております。そちらのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、資料の1ページの位置図をごらんください。左下に二見漁港の位置を示しております。

それから、2ページ目のほうに、二見漁港の埋め立て箇所の着工前、平成21年当時の写真をおつけしております。

それから、資料の3ページのほうです。完成後の上空からの写真をつけております。赤で着色した部分が新たに生じた土地となります。

4ページ目には、漁港の平面図、それと4つの方向から撮った写真をおつけしております。

新たに生じた土地の経緯について、御説明申し上げます。

当該土地は、平成22年11月2日付で、公有水面埋立法による埋め立てが、県知事より免許され、平成23年1月4日付で工事に着手し、竣工期限を着手日から7年以内と定め、階

段式物揚げ場、スロープ式の船揚げ場、標識灯、照明灯などを平成22年度から平成24年度まで3カ年かけて整備しております。

平成26年度以降につきましては、地元漁業者、漁協からの新たな施設の整備要望もございませんで、平成29年12月18日付で、県の竣工認可を受けております。

また、議案第68号の町区域の変更につきましても、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をいただくものです。

新たに生じた土地につきましては、八代市の町区域の変更が必要となります。編入する町につきましては、八代市二見洲口町となります。面積につきましては、同じく892.67平方メートルとなります。

以上、御説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

○委員（大倉裕一君） 済みません、議案から少し離れるんですが、この土地を認定をしたという前提でですね、新たに生じた土地はどこの管理といいますか、資産になるのでしょうか。

○水産林務課長（中川俊一君） 二見漁港、これは八代市のほうで管理しております。漁港内の海面じゃあるんですけど、一部を埋め立てたことによりまして、その後の管理も八代市の管理の土地というふうになってまいります。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案67号・あらたに生じた土地の確

認については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、議案第68号・町区域の変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 挙手全員と認め、本件は可決されました。

次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書等につきまして、写しをお手元に配付いたしておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前川祥子君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午前11時35分 小会)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(前川祥子君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調

査に関連して4件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査(第2次八代市男女共同参画計画(中間報告)について)

○委員長(前川祥子君) それでは、まず、第2次八代市男女共同参画計画(中間報告)についてをお願いいたします。

○市民環境部長(潮崎 勝君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 市民環境部でございます。

今日は、第2次八代市男女共同参画計画(中間報告)ということで、皆様方に御説明いたします。

内容につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○人権政策課長(宮川武晴君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 人権政策課、宮川でございます。

それでは、説明につきましては、着座にて、説明のほうをさせていただきます。失礼いたします。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○人権政策課長(宮川武晴君) それでは、お手元にはですね、こちら、総務委員会資料ということで、レジュメのものを、3枚物を配付させていただいておりますので、こちら、御準備いただければと思います。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目、計画策定の経緯から御説明をさせていただきます。少し読まさせていただきます。

平成11年6月に施行されておりますが、男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会のあり方を決定する最重要課題と位置づけられておりまして、社会、経済情勢の急速な変化に対応していく上

で、男女がともに支え合い、社会のあらゆる分野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊急な課題ともされております。

本市では、21年3月に八代市男女共同参画計画を策定いたしましたし、少し、済みません、省略させていただきまして、2行下、後半のところからでございますが、各種施策を推進してきたところでございます。

済みません、2行飛ばしまして、また、のところからですが、また、平成27年9月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が施行されるなど、女性の活躍に向けた取り組みを推進していくことが求められておりまして、平成30年度をもって、当計画の期間が終了することに伴い、これまでの成果、課題、国、県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための第2次となります八代市男女共同参画計画を策定するものでございます。

次の行から、ポツ書きしておりますのは、これまで策定いたしました計画、その名称、策定年月、期間等を記載してございます。

なお、お手元にはですね、平成26年3月に策定いたしました概要版のほうをですね、資料と一緒に配付させていただいておりますので、参考資料として御高覧いただければと思います。

次に、2の計画策定の背景についてでございますが、関係法の施行状況、国、県における計画の策定状況等を御紹介するもので、説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

次のページ、お願いいたします。

3の計画の位置づけでございます。今回策定いたします第2次計画につきましては、ここに記載しておりますが、(1)から(3)の関係法令の計画として位置づけられるものであるこ

と、また、(4)の全市的な指針であることを記載してございます。

次の4、計画期間についてでございます。昨今の目まぐるしい社会情勢の変化に対応するため、また、前のページの2で記載しておりますが、国、あるいは県の計画が5カ年ということも参考としまして、31年度からの5カ年計画として計画づくりを行うこととしております。

次の5、策定体制についてと、次の6、スケジュールにつきましては、一括して御説明のほうをさせていただきます。

平成29年度中から基礎調査に着手しておりまして、具体的には、市民や事業所の皆様にアンケートの御協力をいただき、また、ワークショップなどで計画に関する御意見をいただいたところで、計画の骨子案を取りまとめ、骨子案に対するパブリックコメントまで了したというところでございます。

今年度実施いたします計画づくりに関しまして、今後の大まかな流れを説明させていただきますと、まず、5の(3) 八代市男女共同参画計画策定部会で素案のたたき台をつくります。市の7部18課の関係各課で取り組むこととしております。そのたたきとなる案をですね、5の(2) 八代市男女共同参画行政推進委員会、副市長を初め部長等12名で構成しておりますこの委員会で審議を行いまして、5の(1)に記載しております八代市男女共同参画審議会、学識経験者、経済界を初め福祉、教育、市民の代表の方など12名で構成しております、この審議会での御議論、御意見をいただきながら、11月末をめどとして、具体的取り組みを含めた素案を作成してまいりたいと考えております。

その後ですね、素案に関するパブリックコメント、また12月定例会中、当総務委員会にも説明の機会をお許しいただければと考えておりますが、広く御意見をいただきながら、3月末

までに計画の策定、公表を行いたいと考えているところでございます。

次、7ページをお願いいたします——済みません、次のページ、7ですね。

第2次計画の骨子案でございます。ここに記載しておりますとおり、4つの基本目標、それぞれ1から4まで枠囲いしてございますが、基本目標ごとに黒丸で記載しておりますが、これが13の基本的施策ということで、これらが今回計画の骨、柱というところになりまして、ここまで策定が進んできたというところでございます。

今後はですね、この基本的施策ごとに、じゃあ、実際どういった取り組みをしていくのかという具体的取り組みを検討していくというところでございます。

それから、お配りしております、このレジュメの末尾には、平成29年度中に実施いたしました基礎調査の概要をですね、ちょっとまとめたものを添付してございますので、御確認いただければと存じます。

説明は、以上でございます。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（大倉裕一君） もう意見です。

冒頭に書かれております計画策定の経緯の中で、これまでの成果や課題、国や県の動向ということを書かれておりますので、そこが明確にされるようなですね、一般の市民の方が見られてもわかりやすいような資料といえますか、計画づくりをお願いしておきたいと思えます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第2次八代市男女共同参画計画（中間報告）についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（国際化計画策定への取り組みについて）

○委員長（前川祥子君） 次に、国際化計画策定への取り組みについてをお願いします。

○市長公室長（東坂 宰君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市長公室の東坂でございます。

国際化計画につきまして、今、検討を行っておりますので、詳細につきましては、課長、嶋田から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○国際課長（嶋田和博君） 国際課長の嶋田でございます。本日は、貴重なお時間をいただき大変ありがとうございます。

今年度から新設をされました国際課では、これまでの国際交流事業をより一層拡充していくとともに、ふえ続ける在住外国人対策など新たな国際行政課題の解決と国際都市づくりに向けた取り組みを進めていくこととしております。

それでは、本題に入ります前に、台湾基隆市との友好交流協定の締結について、報告をさせていただきますと思います。失礼ですが、着座にて説明をいたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○国際課長（嶋田和博君） お手元に資料が配付されていると思いますが、カラー刷りのA4のほう、ごらんいただきながら、お願いしたいと思えます。

委員さん方も、既に御承知のとおりではあります。去る4月19日、基隆市内のホテルにおいて、配付しております資料のとおり、4項目にわたる協定書に調印を行っております。

本市からは、中村市長や増田議長を初め、熊本県、経済団体、ロータリークラブなどの関係者総勢43名で参加をさせていただきました。

基隆市は、成長著しい東南アジアの玄関口として、台湾第2のコンテナ取扱量を誇り、その取扱量は博多港をしのぐものとなっております、ま

た大型クルーズ客船等の船舶による観光客数が台湾トップの座を獲得するなど、国際的なターミナル港としてさらなる発展が見込まれております。

今回の締結を契機に、さらなる交流を図り、両市のきずなを深め、八代港と基隆港における定期航路開設やクルーズ客船の往来が現実のものとなり、お互いの経済発展と友好関係に資するよう努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の国際交流事業への一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題の八代市国際化計画について、報告をさせていただきます。

本件につきましては、さきの3月定例会の冒頭、市長から国際課の設置とともに、国際化関連の計画策定について表明をされております。さらに、同定例会中の総務委員会におきまして、大倉委員の質問にお答えする形で、総務部長から平成30年度を準備期間と位置づけ、31年度中に策定をしたい旨のお答えを申し上げたところでございます。

これを受けまして、国際課設置以降、国際化計画の策定スケジュールを検討してまいりましたが、その結果、1年繰り上げて、本年度中に策定することといたしております。その理由といたしましては、新たな友好交流都市締結に伴い、経済的互惠関係を目指す必要があることや、外国クルーズ船寄港増に伴うインバウンド対策、貴重な労働力である技能実習生の増加に伴う在住外国人の急増など、新たな行政課題にスピーディーに対応する必要があると判断したところでございます。

それでは、今後の進め方について説明いたしますが、この計画の呼び名を仮称ではありますが、これ以降、やつしろ国際化推進ビジョンというふうに表現させていただきたいと思っております。

それでは、2枚目の国際化計画策定の取り組

みについてという資料をごらんいただきたいと思います。

策定趣旨の中の本市の現状と策定方針につきましては、ただいま申し上げたとおりであります。

それで、策定構造としておりますが、今後の進め方について、具体的にお話をしたいと思います。

まず、アンケート調査を実施させていただきます。日本国籍、いわゆる八代市民の方々に対する外国人に対する意識調査というところで、約20項目程度のアンケート調査を実施したいと考えております。

一方、在住外国人向けのアンケートにつきましては、3年前、地方創生交付金事業を活用して、当時1500名余りの在住外国人の方々全てにアンケートをとった経緯がございまして、それを活用させていただければというふうに考えております。

そして、庁内組織としまして、仮称であります。地域国際化推進会議、それと、仮称海外展開推進会議という庁内の連絡会議を設置したいと考えております。

国際課の役割であります連絡調整ということですね、まず、国際化推進会議のほうはですね、市内在住外国人との共生に係るところの関係課に寄っていただいて、それぞれの課題、問題などを抽出した上で、連絡調整を図り、情報共有を進めていくというような組織でございます。

一方、海外展開推進会議については、今後さらに積極的に展開すべき海外向けの経済交流等、これらに係る関係課で構成する会議体ということになります。

これが一時的に国際化計画策定における作業部会というような位置づけになります。

そして、策定委員会と書いておりますが、この策定委員会につきましては、当面は有識者への

直接ヒアリングを実施して、いろんな意見聴取を図っていききたいと思います。そして、その意見聴取を図る中で、合同で会議体を持って、意見調整を図る必要があると見込まれるときは、策定委員会という形で会議体を設置して進めていききたいと思います。その際には、当然予算が必要となることから、その際は、補正予算なり、場合によっては既決予算の範囲内で流用対応というようなことで考えております。

そして、こちらの総務委員会のほうには、必要に応じて、逐次報告をさせていただきます。

最終的にパブリックコメントを経て、計画策定というふうな進め方を考えております。

次にですね、図式化した策定スキームというのを書いておりますが、4月、5月でさまざまな準備期間として調査を進めてまいりました。この6月はですね、庁内組織の関係課かいの選定や調整を、現在行っているところでございます。

そして、策定委員会、当面は直接ヒアリングになりますが、作業部会、これは庁内組織になりますけれども、こちらを随時開催していくこととしております。

そして、その策定作業については、各課からの課題を抽出、取り組み事項の提案や調査の実施、そして調整、全庁的な骨子案を作成し、肉づけを行いながら、おおむね年内をめどに素案の策定を終えたいと考えております。

その後パブリックコメントを1月から2月にかけて行いまして、最終調整を図り、そして策定終了とともに、3月から4月にかけて公表というふうな進め方をしたいと考えております。

当委員会につきましては、素案や最終案、そういった節目節目で、今後報告をさせていただきます。と思っています。

雑駁ではありますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質

疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） アンケート調査はいつ実施されるんですか。

○国際課長（嶋田和博君） 7月初旬から約1カ月間を予定しております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません、国際課って、市長の思いのあってから、国際課はつくくなったんじゃないかなですかね。そういうふうに認識しとったですけど、ここに来て、何かビジョンば、何かつくるって、市長のビジョンの何か、あってから国際課ばつくなくなったって、私は思ったばってん、そこんにきはどんなあれなんですか。

○市長公室長（東坂 幸君） これまでもですね、例えば、クルーズ船関連等々に関しましては、担当課のほうでですね、それぞれ計画的なものは立てております。そういった形ですね、インバウンド関連とか、こまごました部分にはですね、関しましては、その担当部署で、そういうふうな対応はしてきたと思います。ただ、そこだけにこだわらずですね、今、大倉委員さんからもですね、お話がありましたように、当然市長の中では、トータル的に考えるべき部分ということですね、この国際課というのが設置されたと思うんですけども、総合的なですね、個々の計画ではなく、総合的な計画、ビジョンというか、そういうものが現在のところなかったというところですね、今回国際課の設置とあわせまして、先ほど課長が申しましたように、3月の当委員会で発言がありましたものから前倒しして、今年度中に策定したいというふうに考えておりますけれども、その部分も、当然市長の国際課に関する思いのあらわれかというふうに考えております。

○委員（大倉裕一君） 理解はしたいというふうに思うんですけど、何か後づけのような気が

すつとですよ。これをされて、国際課という
とが必要だなんて、そうなったので、国際課を
つくりましますよというふうになっていけば、すご
く理解もしやすい、心にすんと入っていく部
分のあつとですけど、いきなり国際課というの
が先に出たもんだからですね、なかなかこう、
理解がしにくいというようなところにあるとい
うところも御理解をいただきたいなというふう
に思いますが、その中で、嶋田課長のほうから
お話があったのが、アンケートを、何かしたい
ということでした。どういう方々に向けてアン
ケートをされるのか。

それと、あと、策定委員会の委員さん、最初
は有識者へのヒアリングを考えてますというよ
うなことでしたけれども、有識者をどういった
方々を対象とされて、お願いをしようとされて
いるのか、そのあたりをお聞かせいただけます
か。

○国際課長（嶋田和博君） 今回実施しますア
ンケート調査につきましては、日本国籍である
市民の方々を対象としておりまして、2000
名に対して、18歳以上の方々ということで、
無作為に抽出し、実施をしたいと考えておりま
す。

それと、策定委員、あるいは有識者はどうい
う方々を想定しているのかという御質問でござ
いますが、私どもとしましてはですね、まず、
国際的な活動をされているらっしゃる、例えば、
日本語の支援をされているボランティアの方々
とか、外国籍、外国にルーツを持つ子供たちを
支援しているらっしゃる団体、あとは教育関係と
して、義務教育関係者や高等教育の関係者の方
々、経済団体、観光関係者、多文化共生に関す
る有識者、そういったさまざまな方々に意見聴
取をしていきたいなというふうに考えておりま
す。

○委員（大倉裕一君） 今、2000名の方に
されるということで、18歳以上ということで

ありましたけれども、できるならば、小学生、
中学生といったところでもですね、アンケートじ
ゃなくてもいいと思いますが、学校現場からで
すね、登下校中にすれ違うということもよくあ
りますので、そういう面も考慮していただきな
がら、計画への反映というところはですね、取
り組んでいただければというふうに思います。

それから、もう一つ、北海市との関係です
ね、こちらのほうとも歴史がずっとあるわけ
です。北海との位置づけもしっかり検討して
いただいてですね、基隆も大事でしょうけど、
北海をどうする、市との関係をどうしていくの
か、基隆市との関係をどうしていくのかという
ところも、しっかり検討していただくことを、
これ要望でいいですので、お願いしときたいと
思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません
か。

○委員（古嶋津義君） 意見でいいですか。

基隆市議会のほうから、八代市議会に対し
て、交流を深めたいというような話も聞き及ん
でいますし、また、経済界のほうからも、市議
会も少し基隆市あたりに出向いて、もう少し交
流を深めたほうがいいというふうなお話も聞い
ておりますので、そういう情報があれば共有を
させていただくよう、意見として申し上げてお
きます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ほかにありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で国
際化計画策定への取り組みについてを終了しま
す。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

（八代市ケーブルテレビ事業の指定管理者更新
について）

○委員長（前川祥子君） 次に、八代市ケーブ

ルテレビ事業の指定管理者更新についてをお願いします。

○総務企画部長（増住眞也君） 総務企画部でございます。

総務企画部からは4点、御報告がございます。

まず、1点目、八代市ケーブルテレビ事業の指定管理者更新については、早木情報政策課長から、2点目、八代おもてなしプランについては、山田総務企画部次長から、3点目、八代市重点戦略の策定についてと、それから、4点目の第三次八代市行財政改革実施計画の策定については、福本企画政策課長から、それぞれ説明させます。よろしくお願いいたします。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課の早木でございます。失礼ながら、着座して説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） 本日は、八代市ケーブルテレビ事業の指定管理者更新についてでございますが、お手元に資料をですね、配付させていただいております。

表題に、八代市ケーブルテレビ事業の指定管理者更新についてと書いてございます、1枚紙でございます。その資料に沿ってですね、御説明をさせていただきます。

情報政策課で所管をいたしております八代市ケーブルテレビ事業でございますが、平成28年4月より、夕葉町にございますテレビやつしろ株式会社を指定管理者として、管理、運営を行っておりますが、3年間の委託期間が今年度で終了いたしますので、平成31年度からの指定管理者の選定を行うこととしております。

そこで、2の委託業務の概要でございますが、（1）ケーブルテレビのサービスに関することとして、坂本地区、東陽地区及び泉地区へのテレビ放送の再送信、自主放送、それから、行政情報の提供及びインターネットサービスの提供

でございます。

2番目に、（2）といたしまして、ケーブルテレビの運営に関することとして、ケーブルテレビ視聴に関する各種届け出書の受け付けですね、それから、利用料金の徴収、また、御利用の皆様からのお問い合わせやお困り事等への対応、関係機関への報告及び各種支払い等の業務でございます。

（3）の施設設備の維持管理及び修繕に関することといたしまして、3地区にございます放送設備及び伝送路の保守、点検及び必要な場合の修繕等でございます。

（4）の委託の期間でございますが、現在の指定管理の期間は平成28年4月の1日から平成31年3月31日までの3カ年となっております、同じく、更新の期間も3年間、平成31年4月1日から平成34年3月31日まで、2022年ですね、の3月31日までといたしております。

最後に、3の選定スケジュールの予定でございますけれども、まず、事業者の募集は、公募により行いたいと考えおきまして、平成30年8月中にホームページや広報やつしろでの募集を考えております。

その後、応募者の内部審査を行い、10月ごろに指定管理者候補者選定委員会を開催をいたしまして、応募者の中から候補者の決定を行いたいと考えております。

12月議会に正式に議案上程をさせていただいて、議決により指定管理を御決定いただきたいと考えております。明けて平成31年3月までに指定管理者と協定を締結する予定と考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代市ケーブルテレビ事業の指定管理者更新についてを終了します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査
（八代おもてなしプランについて）

○委員長（前川祥子君） 次に、八代おもてなしプランについてをお願いします。

○総務企画部次長（山田純子君） 総務企画部の山田と申します。

私から、八代おもてなしプランにつきまして、御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○総務企画部次長（山田純子君） 資料は、お配りしております、右上に平成30年6月21日、総務委員会所管事務調査資料1という、このA4の横判が一つと、プラン本体になりますが、資料2、この2つがございます。資料1、概要版のほうで御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回のプランの策定の背景といたしましては、昨年7月に、八代港が国際旅客船拠点形成港湾として指定されました。また、ことし2月に、県とロイヤル・カリビアン・クルーズ社が協定を締結しまして、2020年4月の供用開始に向け、クルーズ船の専用岸壁でありますとか、ロイヤル・カリビアン・クルーズ社による旅客ターミナルなどの整備が進んでまいります。

また、クルーズ客船だけではなくて、阿蘇くまもと空港を利用しました外国人観光客も増加の傾向にあります。

これまでもクルーズ船の受け入れに関しましては、インバウンド対策など取り組んでまいりましたが、地域間、港間の競争も激しくなっており、これまで以上に、より多くの外国人の観光客を受け入れ、インバウンド効果を大きくす

る必要がございます。旅客ターミナルなどのハード整備が完了する2020年4月というのが、一つ目標と掲げておりまして、これから2年間が大変重要な時期になっております。

このため、さらなる八代の魅力度アップ、受け入れ態勢を万全なものとするために、庁内の関係部局の次長、課長、DMOやつしろの皆様をプロジェクトチームとしまして、この2年間の重点的な取り組みをまとめたものが、今回のこのおもてなしプランというものになります。

目指す姿としましては、外国人観光客の方々が快適に観光を楽しめ、地域全体で外国人観光客を歓迎するおもてなしにあふれ、地域経済が活性化した姿を目指して、取り組みを進めてまいります。

また、取り組みの方向性としては、5つの柱を掲げております。

1つ目が、受入環境の整備です。外国人の観光客の皆様がストレスなく快適に旅行できるように、中心市街地や日奈久温泉街を重点エリアとしまして、Wi-Fi環境や飲食店などのメニューの多言語化、スマホによる電子決済の導入など、外国人の観光客の方々を受け入れるための基本的な環境の整備に取り組みます。

また、くまモンを活用しました、くまナンステーションでありますとか、現在の通称こいこい通りをシンボルロードとして位置づけ、人の流れやにぎわいを創出してまいります。

具体的なイメージとしましては、プランの本体、資料2のほうになりますが、2ページをお開きください。

受入環境の整備としまして、シンボルロード周辺の、これはあくまでもイメージですが、イメージ図を掲載をしております。

また、7月1日にグランドオープンをし、くまナンステーションのデザインも掲載をしております。

資料1のほうにお戻りいただけますでしょう

か。

2つ目の柱が、和のまち並み空間整備になります。城下町八代の雰囲気を生かしまして、本町アーケードや日奈久温泉街をのれんやちょうちんなど、休憩どころの整備などによりまして、和のイメージの演出を進めてまいります。

プランの3ページのほうをお開きください。

和のまちなみとしまして、のれんやちょうちんなどを飾った本町のイメージですとか、休憩どころのイメージ、日奈久温泉街の和の改修事業の状況なども掲載をしております。

資料の1ページのほうにお戻りをください。

3つ目の柱になりますが、おもてなしイベントの実施というところで、八代を楽しんでもらうために、クルーズ客船の寄港に合わせまして、本町アーケードなどで、マルシェなどのグルメイベントに取り組みを行ってまいります。また、和の空間の中で武道、茶道、着つけなど、日本文化を体験できるメニューを企画してまいります。

4つ目の柱が、外国人観光客の皆様を温かく迎える、おもてなしの気運醸成です。市民の方々が、クルーズ客船、外国人の方々に親しみをもち、笑顔でおもてなしをしていただけるよう、気運を高めていきたいと考えております。

具体的には、クルーズ客船船内の見学会でありますとか、観光客の皆様が乗っていらっしゃるバスや列車に対しまして、笑顔で手を振る運動を、関係団体の皆様と連携をしながら展開し、あわせまして、交通事業者、店舗など、観光客を受け入れる業者の皆様の研修会などにも取り組んでまいります。

最後に、地域資源のさらなる磨き上げです。クルーズだけではなく、個人旅行者の方々もターゲットに、外国からの旅行者の皆様が八代を楽しめ、さらに八代の魅力が発信できるように、地域資源を活用した旅行商品や物産の開発などを進めてまいります。

資料2、プランの本体には、今御説明をしました5つの柱で、具体的に取り組む事業を、6ページ以降に掲載をしております。

なお、これらの取り組みにつきましては、市だけではなくて、民間団体、民間企業、市民の皆様、県など関係者の皆様と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

関係者の皆様と意見交換を行いながら、連携して取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく、この2年間、重点的に取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上、御説明を終わります。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（橋本隆一君） 意見としてなんですけれども、おもてなしのこちらの体制づくりというのは、すごく理解できますし、大事な視点だと思いますが、ずっと今は、市民の方からの声を聞いてですね、来られて、非常にマナーに対しての苦情、また意見、要望が非常に多いものですから、今後ますます増大する観光客に対して、こちらも理解しなきゃいかんですけれども、相手方も日本の独特のマナーというのが、文化が異文化なので、あると思うので、そこら辺をですね、やっぱり通訳の方とか、あるいは表示によって、あんまりダイレクトにやって、嫌なことを印象づけるのはよくないので、そこら辺で、表示できるような、あるいは説明できるような形をですね、とっていただけるように、意見としてお願いしたいと思います。

○委員長（前川祥子君） 意見ですけど、何か、いいですか。よろしいですか。

○総務企画部次長（山田純子君） 失礼しました。

今お話がありましたとおり、旅行会社のほうも通じてですね、日本のマナーといいますか、そこはお知らせをしていくようにしたいと思っ

ております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代おもてなしプランについてを終了いたします。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査
（八代市重点戦略の策定について）

○委員長（前川祥子君） 次に、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して、2件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず、八代市重点戦略の策定についてをお願いします。

○企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いします。

八代市重点戦略の策定について、御説明します。着座にて、御説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（福本桂三君） 別冊の資料、八代市重点戦略を用いて御説明いたします。この資料でございます。

まず、表紙をごらんください。

この八代市重点戦略は、第2次総合計画基本構想における将来像や、基本目標の実現に向けて取り組む施策を、第1期基本計画において、分野ごとに整理しまして、限りある財源を重点的に投入するために策定しております。

第1期基本計画の計画期間と同様に、2018年から2021年まで、平成30年から平成33年までの4年間におきまして、特に重点的に取り組む施策、事務事業を取りまとめたものでございます。

今回、記載のとおり、重点戦略としまして6つの柱を掲げております。

次に、ページをめくって、目次をごらんくだ

さい。

大きくは、Ⅰ、基本的な考え方、Ⅱ、体系図、Ⅲ、重点戦略の3部構成としております。

なお、先ほども申し上げましたけれども、Ⅲの重点戦略につきましては、6つの柱を掲げております。その中で、4年間で、特に力を入れる取り組みとしましては、1、農林水産業の更なる振興に5項目、2、経済の浮揚と雇用・交流人口によるにぎわいの創出に6項目、3、誰もが幸せを実感できる暮らしの実現に9項目、4、安全・安心で魅力ある都市を築くに5項目、5、誇るべきふるさとを未来につなぐに5項目を掲げております。さらに、6、市民意識調査結果による優先取組みに5項目を掲げまして、重点戦略の取り組みは、全35項目の構成としております。

なお、この市民意識調査結果による優先取り組みとしましては、市民アンケートにおきまして、重要度が高く、満足度が低いと回答されたものを整理しまして、市長の基本政策と重複していない取り組みを掲げております。

1ページをごらんください。

八代市重点戦略の基本的な考え方でございます。基本的な考え方は、前項でも述べましたとおりですが、特に、この重点戦略では、それぞれの進捗を把握しまして、着実に取り組みを進めるために、新たな施策ごとに、市民アンケートによる市民指標と、統計データによる統計指標で構成する成果指標を設定しております。この成果指標の設定によりまして、施策について、評価が可能となりまして、施策にひもづく事務事業が最適かどうかの検証や、成果指標の評価結果に基づいて、人材や予算などの経営資源の効率的な配分につなげていきたいと考えています。

さらに、ことしの夏から実施しますサマーレビュー、いわゆる市長との意見交換会を毎年実施しまして、業務の進みぐあいなど、進捗状況

の検証を行う予定としております。

このサマーレビューの結果は、次年度の予算編成につなげていくこととしており、進捗状況によっては、八代市重点戦略を2年ごとに見直すこととしております。

次に、2ページをごらんください。

Ⅱ、体系図でございます。この体系図では、八代市総合戦略においての基本構想、第1期基本計画と、今回の重点戦略との関係性をお示したものでございます。

一番左側に記載しております基本目標と、その右隣の施策の大綱、政策が、第2次計画の基本構想の部分となります。

また、分野から右隣の具体的な施策、次の八代市重点戦略の6つの柱が、第1期基本計画の部分となっております。

このように、基本構想と第1期基本計画、八代市重点戦略が関連づけられまして、それぞれの基本目標や施策の大綱、具体的な施策、さらに重点戦略が一連的につながっている状態となっております。

4ページをおあげください。

ここからは、それぞれの重点戦略と重点取り組みの内容を記載しております。

個々の事業内容につきましては、担当所管がございまして、詳細な御説明はできませんが、重点戦略の視点や見方について、一例、御説明いたします。

まず、4ページの上段、八代市重点戦略の1、農林水産業の更なる振興についてでございます。

緑色で囲ってある部分が、4年間で、特に重点的に取り組む施策で、この1、農林水産業の更なる振興では、4ページから5ページにかけて、5項目を掲げております。

中段の緑色で囲ってある部分をごらんください。重点的に取り組む施策を、横に2つ並べております。

②食に関する、あらゆる産業が活性化したフードバレーやつしろを目指す、③アグリビジネスセンターなどを活用した農林水産物の6次産業化を推進となっております。

その下段に、それぞれの取り組み内容と具体的な事務事業を記載しております。

その下、成果指標をごらんください。

第1期基本計画において位置づけられた施策は、85の食の拠点・ブランドづくりと、86、国内外の販路・連携体制づくりとなっております。ここで基本計画との関連性をお示しております。

次に、表内の指標を御説明いたします。

まず、市民指標でございます。この市民指標は、市民アンケートによるもので、毎年実施しまして、毎年の目標値を検証いたします。ここでは、市民指標を2点掲げております。

八代市の農林水産物や加工品などのブランド化が進んでいると感じる割合と、八代市の農林水産物、加工品などが、都市部や海外で販売されていることを知っている割合です。

平成30年2月に実施しました市民アンケートの実施結果を現状値としまして、それぞれ40.3%、55.9%としております。また、2021年度——平成33年度の目標値を、それぞれ45.3%、60.9%と設定しています。この目標値は、毎年市民アンケートを実施しまして、目標値の達成を検証してまいります。

下の段に進みまして、統計指標でございます。統計指標は、統計データなどによる数値となります。ここでは、統計指標を3点掲げております。

まず1点目、新商品開発数です。最新の統計指標が、平成29年度となりますので、平成29年度時点の現状値を5件としております。2021年度——平成33年度の目標値を9件と設定しております。

また、2点目が、農林水産物などにおける中

食・外食産業への新規契約額です。最新の統計指標が、平成28年度となりますので、平成28年度時点の現状値を1100万円とし、2021年度——平成33年度の目標値を4000万円としております。

3点目の統計指標が、海外における農林水産物販売品目です。最新の統計指標が、平成28年度となりますので、平成28年度時点の現状値を5品とし、2021年度——平成33年度の目標値を9品と設定しております。この統計指標におきましても、毎年その成果を検証してまいります。

以上が、4年間で、特に重点的に取り組む施策の一例の御説明となります。

まことに申し訳ありませんが、ここでは、時間の都合上、全施策の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、八代市重点戦略の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で八代市重点戦略の策定についてを終了します。

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査 （第三次八代市行財政改革実施計画の策定について）

○委員長（前川祥子君） 次に、第三次八代市行財政改革実施計画の策定についてをお願いいたします。

○企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○企画政策課長（福本桂三君） 第三次八代市行財政改革実施計画の策定について、御説明い

たします。

別冊の資料、第三次八代市行財政改革実施計画を用いて、御説明します。なお、以降、略して実施計画と申し上げます。

まず、この実施計画の上位計画であります第三次八代市行財政改革大綱がありまして、こちらでも略して第三次行革大綱と申し上げます。

この第三次行革大綱は、市が、より効率的かつ効果的で、持続可能な行政運営を行うために、市政のあり方に対する改革の指針をお示したもので、平成30年3月16日の総務委員会におきまして、御報告申し上げたところでございます。

行革大綱は、総合計画を下支えする取り組みとしまして位置づけておりまして、期間も総合計画と同様の、平成30年度から2025年度、——平成37年度までの8年間としておりまして、改革が目指すものとして、効率的で健全な行財政運営と、市民協働の推進を掲げております。

これらの実現に向けて、具体的な取り組み項目及び目標年度を個別ごとに記載したものが実施計画でございます。

第三次行革大綱を策定するに当たりましては、昨年度、行財政改革に関する諮問機関であります八代市行財政改革推進委員会を4回開催しまして、御意見をいただいております。

この実施計画は、その第三次行革大綱に基づきまして、市長を本部長とする行財政改革推進本部で策定いたしまして、前期4年間の期間としております。

実施計画の1ページの下の段の図をごらんください。

第三次大綱の体系です。まず、第三次行革大綱の基本指針を、市民とともに次世代に誇れるまちを目指して、としております。

次の段に、改革が目指すものとして2項目、効率的で健全な財政運営と、市民協働の推進を

掲げております。

次の段に、改革の柱として5つ、効率的な行政運営、健全な財政運営、情報化の推進、市民参画の推進、住民自治の推進を掲げております。

さらに次の段、改革の方策、また、その下段に個別・具体的な取り組みとして、実施計画に149項目を掲げております。

今回の第三次実施計画では、前回の第二次実施計画からの継続的な取り組みはもとより、社会情勢の変化などを踏まえたプランの見直しも行っております。

これまでの取り組みであります職員数の適正化、また、経費の削減など、量的改革だけではなく、市民サービスの向上や職員の能力向上など、質的改革についても、強化・継続して推進することとしております。

具体的には、前回の第二次実施計画の達成した取り組みのうち73項目を、また、未達成の取り組みのうち19項目、合計の92項目を、今回の実施計画へ引き継いでおります。

また、今回の第三次実施計画の新規取り組みが57項目ですので、取り組み項目の総数は、達成継続が73項目、未達成継続が19項目、新規の取り組みが57項目となり、合計149項目としております。

今回、第三次実施計画に引き継がない13の取り組みにつきましては、資料の22ページに記載しております。今回削除しました理由も記載しておりますので、ここでは、個々の説明は省略させていただきます。

次に、2ページをお開きください。

2、目標値・成果と効果額でございます。行財政改革が市民にわかりやすく、実効性の高いものとなるよう、取り組み項目ごとに、目標値・成果を設定しております。特に、効果額が算出可能な18項目につきましては、2017年度——平成29年度の決算見込み額を基準に算

出しまして、目標年度の目標効果額を定めております。

2018年度から2021年度、平成30年度から平成33年度までの4カ年の累計で、

(1)歳入増加見込み額が約8億7000万円、(2)歳出削減見込み額が約5000万円として、効果額の合計は約9億2000万円としております。

次に、3ページをお開きください。

Ⅱ、改革の推進でございます。まず、1、実施期間ですが、計画の期間は、2018年、平成30年4月から2022年、平成34年3月までの4年間としております。

また、行財政改革の実施状況や市を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、内容を適宜変更するなどして、改革を推進してまいります。

なお、今回の実施計画に盛り込んでいないものにつきましても、改革の必要性に応じ、新たに盛り込み、対応してまいります。

次に、2、推進体制でございます。市長を本部長とする八代市行財政改革推進本部を中心としまして、全庁的体制で取り組み、職員の改革意識と当事者意識のもと、職員が自主的、主体的に行財政改革に参加する体制としております。

次に、3、進行管理及び公表でございます。今回の第三次実施計画につきましても、毎年度検証及び評価いたしまして、八代市行財政改革推進本部において、定期的に進行管理を行ってまいります。

また、進行管理結果につきましては、市民に公表するとともに、市議会などに報告いたしまして、御意見をいただきながら、行財政改革を推進してまいります。

次に、4ページでございます。

ここでは、行財政改革と推進体制図を掲載し、市民や市議会、外部組織となります行財政改革推進委員会、市、行政の関連と役割をお示

ししております。

次に、5ページをお開きください。

Ⅲ、第三次八代市行財政改革実施計画の取組み内容でございます。具体的な個別の取組み項目は149項目でございます。5ページから21ページまで掲載しております。掲載は、第三次行革大綱の体系順に記載しております。

個々の具体的な取組み内容につきましては、それぞれの担当所管がありまして、詳細な説明はできませんけれども、取組みの視点や見方につきましては、一つの事例として、5ページの最初の項目であります、1、接遇能力の向上について御説明いたします。

まずは、黒網かけの部分でございます。改革の柱が、1、効率的な行政運営でございます。

次に、改革の方策が、①市民サービスの充実です。その下に、第三次行革大綱に記載してある主な取組みの項目が、黒四角の窓口サービスの充実です。この窓口サービスの充実の取組み項目の一つとしまして、1、接遇能力の向上を掲げております。

その右隣の項目に、具体的な取組み内容としまして、市民満足度向上のための接遇研修を実施、及び上司による指導を徹底すると記載しております。所管課は人事課で、必要に応じて関連する課を記載しております。

さらに、その右側に、実施スケジュールを記載しまして、2018年から2021年度、平成30年度から平成33年度まで、どの年度に、どこまで実施するかを記号であらわしております。

記号の表記につきましては、表欄外の下記に記載しております。三角が調査、検討、準備となっており、丸が一部実施、試行、二重丸が実施、達成、終了、矢印が達成後、継続推進となっております。

1、接遇能力の向上では、2018年、平成30年度から矢印が記載されてますので、達成

後、継続推進となっております。

その右側に、目標値・成果を、市民サービス向上を図るとしております。

右端の2つの欄が、前回の第二次実施計画からの継続か、新規の取組みかを表示しております。

なお、実施スケジュールの欄と継続欄の記号の表示の意味につきましては、2ページの下段に、それぞれ記載しております。黒丸が普遍的な取組みとして、第三次実施計画へ引き継いだもの、黒星が未達成の取組みとして、第三次実施計画へ引き継いだものとなっております。

個々の取組みの内容につきましては、全149項目ございますので、時間の都合上、説明を省略させていただきます。

最後になりますが、本市では、今後とも市民満足度の高い市民サービスを継続しまして、行政改革を進めてまいります。

以上、御報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） 本件について何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません、お昼も過ぎてるんですが、目標値と成果のところですけども、歳入の増加見込み額が8億7000万、ずっと18年度から21年度まで積み上げた結果という形になるんですが、本当にこれ、この歳入増加というのは大丈夫ですか。目標は高く掲げなんとでしようけど、本当にいけますか。

○企画政策課長（福本桂三君） 現時点での積み上げでございますので、目標値としては、このような数字を掲げております。毎年検証していきまして、目標値に達成するよう努力してまいります。

○委員（大倉裕一君） 意気込みを買いまして、理解をしたいと思いますが、頑張っていた

だくようにお願いしておきます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で第三次八代市行財政改革実施計画の策定についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後0時38分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年6月21日

総務委員会

委員長